

茅ヶ崎市事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第49号

茅ヶ崎市事務委任規則等の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市事務委任規則の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市事務委任規則（昭和37年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(2) 林野火災注意報の発令及び解除に関すること。

(茅ヶ崎市消防本部組織等規則の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市消防本部組織等規則（昭和54年茅ヶ崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条指令情報課の項第7号中「火災警報」の次に「及び林野火災注意報」を加える。

(茅ヶ崎市火災予防条例等施行規則の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市火災予防条例等施行規則（平成4年茅ヶ崎市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項ただし書中「同条第1号」を「同項第1号」に改め、同項第1号中「第65条第1号」を「第65条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第65条第2号」を「第65条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第65条第3号」を「第65条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第65条第4号」を「第65条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第65条第5号」を「第65条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第65条第6号」を「第65条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。